

保 政 第 2 5 2 号
令和2年5月19日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

埼玉県知事
大野 元裕

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制 及び検査体制の現状に関する認識について

国においては、本県の累次にわたる緊急要望に対し、迅速に御対応いただき、深く感謝いたします。

本県では、4月7日の緊急事態宣言を受けた後、可能な限り感染者数のピークを後ろにずらし、医療崩壊を防ぐという観点から、多くの県民の協力のもと、行動変容を中心とした措置を講じてまいりました。こうした対策により一定の効果は見られるものの、残念ながら5月14日の緊急事態宣言解除の地域には至っておりません。

現状認識について、下記のとおり回答致します。今後の対応についても引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 医療提供体制

本県においては、患者の急増により一時多数の自宅待機者が生じましたが、受入病床の及び宿泊施設の確保を進めたことに加え、新規発生患者も減少したことにより、5月7日に待機者を解消することができました。

この間、人口当たりの医師数、看護師数及び一般病床数が全国で最も少ない本県にあって、いかに安心安全な医療提供体制を確保するか、関係者による協議会等で議論を重ねてまいりました。

受入病床については、民間を含め広く医療機関の協力を求め、4月17日時点の300床から3週間で実際に入院できる病床を300床積み増して、602床を確保しました。3月6日に厚生労働省から示された患者数が大幅に増えた時の想定病床数も踏まえ、さらなる病床の確保を図ってまいります。

無症状あるいは軽症者の療養先となる宿泊施設についても、3週間で8施設1,055室を確保しました。

新規発生患者数は5月10日以降5人/日以下となっており、また、5月18日現在の入院患者数は140人、宿泊施設入所者数は28人となっています。これらの状況を鑑みると、現時点では、本県の医療提供体制は逼迫した状況にはないと考えています。病床・宿泊施設の確保に当たり、厚生労働省の御支援をいた

だいておりますことに感謝申し上げます。

一方で、東京都との行き来が多い本県は、東京都をはじめ首都圏全体で考えることが必要であり、引き続き近隣都県との連携を図ってまいります。

本県の目下の課題は、疑い患者への対応、院内感染対策、受入医療機関の経営問題、そして確保病床の維持です。

疑い患者用として100床を超える病床を確保する見込みであり、5月13日付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、速やかな搬送・入院調整を図るため、消防部門等との協議を進めております。

また、院内感染リスクを低減するため、医師会と研修会を共催するほか、感染管理の認定・専門看護師を広く医療機関に派遣する事業を開始しています。しかし頻繁に派遣できる状況にはなく、必要な医療機関に広く派遣を行うには一層の財政支援が必要です。

次に、病床確保を進める上で最も苦勞したのは受入医療機関の経営との兼ね合いです。長期化するほど減収幅が増大し深刻さを増すため、安定した経営の維持のためには包括支援交付金を柔軟に運用してきめ細かな財政支援を行うことが必要です。すでに要望書を提出させていただいているところですが、貴職の御理解を賜るようお願い申し上げます。

さらに、関連しますが、患者数の減少局面で過度に病床を空けておくと経営を圧迫します。確保した病床や宿泊施設をどの程度の余裕をもって維持すべきかについては知見が少なく、厚生労働省からの技術的助言が望まれます。

2 検査体制

本県は全国に先駆け1月24日に24時間365日の県民相談窓口を設置し、またPCR検査の基準を明確化するなど、必要な方を速やかに検査につなげる体制を整備してまいりました。この結果、累積検査数は全国3番目の件数となっております。

現在、医師会への委託によるPCRセンターの設置を全県域で進めています。かかりつけ医の診断に基づきPCRセンターが検査をする新たな流れを定着させることで、保健所の負担を増やすことなく、必要な人が円滑に検査を受けられる体制を強化してまいります。

今後は、抗原検査も活用して検査体制の一層の充実を図りたいと考えており、抗原検出用キットを直ちに使用できるよう、厚生労働省には格段の御配慮をお願い申し上げます。

検査数を拡大する場合の課題に、検体を採取する医療スタッフの安全の確保があります。安全が確保されないと、検査が拡大するほど検体採取する医療機関における感染リスクが高まります。厚生労働省において、唾液による検査など、より安全な検査法を早急に実装化することが望まれます。